

( 参考 2 )

第 4 回 森林・林業基本政策検討委員会  
( 平成22年4月28日開催 ) 配付資料  
( 抜粋 )

参考 2 - 1 森林・林業の再生に向けた改革の姿 ( 素案 )

【資料 1 より抜粋 ( 一部修正 )】

参考 2 - 2 森林経営計画 ( 仮称 ) のイメージ

参考 2 - 3 森林経営計画 ( 仮称 ) イメージ図

参考 2 - 4 図面計画のイメージ図

参考 2 - 5 森林経営計画 ( 仮称 ) の実行体制 ( イメージ ) と効果

参考 2 - 6 重点的に育成すべき人材と求められる役割

参考 2 - 7 ( 参考資料 ) 森林・林業基本政策の抜本見直し

## 森林・林業の再生に向けた改革の姿（素案）

### 1 改革の方向

我が国の森林資源は利用期に達しつつあり、これを有効に活用し、持続的な林業経営の確立を通じて、10年間で国産材自給率50%以上を目指すことが重要な成長戦略。

こうした持続的な林業経営の確立は、森林の多面的機能を高度に発揮させるとともに、雇用創出等を通じた山村地域の活性化や地球環境への負荷の小さい低炭素社会の構築にも大きく寄与。

しかしながら、これまでの森林・林業施策は、森林の造成に主眼が置かれ、持続的な林業経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を造らないまま、間伐等の森林整備に対し広く支援。

この結果、

- ① 小規模零細な森林所有構造の下、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れによる林業採算性の低下や需要者のニーズにこたえられない脆弱な木材供給体制
- ② 採算性の低下や世代交代による森林所有者の林業経営に対する関心の低下
- ③ 増加する無関心層の森林が意欲ある者の取組のネックとなる事態の発生

という悪循環に陥り、ようやく森林資源が充実してきているのに、これを活かす体制や経営が育っておらず、基盤整備も立ち後れ、適正な森林施業が行われない森林が増加する状況。このままでは、林業再生のチャンスを無にするばかりか、施業放棄による森林の機能の低下や持続的な林業経営の理念無く無秩序な伐採が進み、戦後築いてきた森林の荒廃を招く恐れ。

こうした状況を真摯に受け止め、森林・林業に関する施策、制度、体制について、

- ① 森林の多面的機能が持続的に発揮しうる持続的な林業経営（木材自給率50%以上の達成）を構築するためのビジョン、ルールの確立に向け、法律改正を前提にした実効性ある森林計画制度の改正を行うとともに、
- ② 実効性の高い施策を効果的に推進しうる体制を構築するため、
  - a. 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、地方主権時代にマッチした現場で使い易くシンプルで分かり易い制度への変革
  - b. それぞれの段階（国、都道府県、市町村、森林所有者）における、各種事業計画等の一元化など計画策定に関する負担の軽減
  - c. 専門知識を持った現場密着した実行体制の整備（フォレスター制度の創設、施業プランナーの充実等の人材の育成）

等の抜本的見直しを行い、森林資源の利用期に適合した、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要。

このため、上記の視点に基づき、国、都道府県、市町村、森林所有者の役割の見直しを行いつつ、

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業体や人材を育成すること
- ④ 国産材の安定供給体制づくりと木材利用の拡大をすること

を段階的、有機的に進めていくことにより、国産材の安定供給体制を構築する条件を整備し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。これを通じて、雇用創出等の山村地域の活性化や低炭素社会の構築にも大きく寄与。

## 2 改革の内容

### (1) 全体を通じた見直し

複雑で役割分担が不明瞭であること等により形骸化している森林計画制度を中心に、生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応し、各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組ができる制度に見直し。併せて、国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱いのルールを明確化。また、それぞれの計画の役割・性格に応じ、適切なレビューを実施。

#### ① 国

森林整備・保全にかかるビジョン、基本的ルールと、これらに伴う必要な計画量を示すことに限定。

基本的ルールについては、皆伐面積の上限に関する必要最小限の目安を国が示すとともに、生物多様性の保全に関することなど、新たな国民のニーズを踏まえたものとなるよう見直し。

計画量については、国土保全を担う国の責務に鑑み、流域単位(44流域：50万haオーダー)で示すとともに、都道府県と共有する計画量(同意協議事項)を国の責務を果たす上で最低限必要な伐採量、造林量などに限定するとともに、計画量の意味づけの明確化や効率的な調整手法を検討。

また、後述する3機能区分など、地方に押しつけていた仕組みを地方が自発的に採用できる仕組みに転換。

さらに、森林・林業基本計画と全国森林計画について、実効性の高い計画制度を構築する観点から、策定期間を合わせ一体化することについて検討するとともに、内容についても分かりやすいものに見直し。

#### ② 都道府県(158計画区：10万ha規模)

森林計画区ごとに森林の保続(成長量に見合った伐採量、齢級構成の平準化)を確

保すること、広域な視点での森林の取扱いのルールへの提示といった役割を明確化。

森林整備の円滑化・木材安定供給体制の整備に向け国有林との連携を推進。

国が定めた基本的ルールと整合性を取りつつ、地域特性を反映させた森林の取扱いのルール（ルールの具体的内容を定める市町村森林整備計画の指針）を策定するとともに、計画事項についても自主的に追加できるよう見直し。

森林計画区については、流域を念頭に行政界や地域特性を考慮するとの考え方を基本に、必要に応じ、都道府県と協議してその区域を整序。都道府県全体の林政の推進方針と計画区単位での保続確保について、例えば、計画区ごとの計画書を一冊にして計画区の計画量を付表とするなどの簡素化を検討。また、各種事業計画との一元化について検討。

また、各段階における森林計画の策定や、集約化を推進する際に、必要不可欠となる森林簿の情報について、その精度を向上させることが必要。このため、森林管理計画(仮称)を市町村が認定する際の情報や、伐採・更新が行われた際の情報について、都道府県と市町村の間で共有できる仕組みを検討。

#### 【論点】

- ・ 計画期間や計画策定期間のすだれ等について、各都道府県の意見を聞いた上で、そのあり方を検討。

### ③ 市町村（市町村流域：数万ha規模）

具体的な森林の取扱いのルール（間伐や保育の基準、皆伐面積の上限、生物多様性保全のための施業上の配慮事項等）、路網の基本計画、集約化計画を地域のコンセンサスを図りつつ定めること、かつ、直接森林所有者や森林組合、林業事業体を指導しつつ進めることといった役割を明確化し、市町村森林整備計画が森林のマスタープランとなるよう位置付け。

森林管理計画（仮称）が作成されない森林（白地地域）については、伐採・造林の届出制、要間伐森林制度を見直すことなどにより適切な施業を確保。

また、計画を図示するとともに、機能区分等の区域設定については、地域の特性を踏まえて、自主的な取組が行われるよう改正するとともに、計画事項についても自主的に追加できるよう見直し。

計画策定に当たっては、市町村森林委員会（仮称）を設置する等により、森林所有者等の林業関係者、NPO等と協働するよう指導。また、区域の設定や森林整備の円滑化などの観点から国有林との連携を推進。

### ④ 森林所有者等（最小流域：数百ha規模）

施業実施可能箇所をバラバラに束ね集約化等につながらない現行の森林施業計画制度を廃止して、効率的な森林施業を確保できる単位ごとに具体的な集約化計画、路網計画となる森林管理計画（仮称）制度を創設。

これにより、森林の生物多様性の保全など公益的機能の発揮とも両立が図られた、採算性の高い効率的な施業（持続的な林業経営）を推進するとともに、最小流域単位

での計画的な木材供給量が把握可能（安定供給体制の基礎）。

【論点】

- ・計画期間のあり方（5年（事業計画）、10年（管理計画））

## ⑤ 国が示す3機能区分を止め、地域主導の機能区分制度の創設

重視すべき機能に応じて目指すべき森林の姿を定めている、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3区分について、国民から解り難い制度との指摘が多く、また、地域において関係者が当該森林の位置づけや将来の姿について議論する上での材料として利用されていない実態を踏まえ、廃止。

新たに、河畔林やレクリエーションの用に供する森林など公益的機能を発揮すべき森林について、地域の実情や必要に応じて、地域の合意形成の下で森林の取扱方法や目指すべき森林の姿を定め、地方が自ら区分する制度を導入。この場合、国は、公益的機能を発揮すべき森林の種類や目指すべき森林の姿を例示的に示すことに留め、具体の区域設定は地方が実施する仕組みとする（白地もあり）。

また、持続的な林業経営を通じて適切な整備を進める手法、セーフティネットとして公的主体が整備を進める手法及び対象森林について検討するとともに、地方が定める公益的機能を発揮すべき森林と調整。

【論点】

- ・区域設定を行う場合の手続き（森林所有者の同意、市民の意見の反映方法等）

## （2）適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

### ① 全ての森林所有者に対する責務の明確化

#### a. 伐採、更新ルールの明確化、徹底

森林資源の成熟化に伴い、持続的な林業経営の理念無く無秩序な伐採が行われることが懸念される中、現行制度では、このような伐採行為の防止や伐採後の造林を確保する仕組みが欠如。

このため、

ア. 国が皆伐面積の上限に関する必要最小限の目安を明示した上で（保安林との関係について整理検討）、

イ. 市町村森林整備計画において、地域の特性に応じた皆伐面積の上限値を定めるとともに、

ウ. 不正な伐採が行われないよう、一定面積以上の伐採を抑止する仕組みを導入することや、市町村森林整備計画の基準に適合しない伐採行為により産出された木材を違法伐採木材として市場で排除する仕組みを検討。

また、伐採後に適切な造林が行われない森林に対して、植栽の命令が発せられる仕組みの導入を検討。

さらに、伐採後の植林を推進していくため、これに必要な優良な苗木の供給体制を整備。

#### b. 適切な森林施業の確保のための委託の推進

世代交代等により林業経営に関心を持たない所有者が増加しており、これら無関心層の森林が、意欲ある者が進める施業集約化など効率的で儲かる林業に向けた取組のネックとなっている状況。

このため、全ての森林所有者が施業の必要性を認識した上で、自ら施業を行わない場合には、意欲と能力のある者への施業の委託、さらには、経営の委託が進むような仕組みの創設を検討。

具体的には、市町村森林整備計画において、間伐等の施業が必要な森林全てを要間伐森林としてリストアップすることにより、森林所有者に対し施業の必要性を明示するとともに、意欲ある者に対しても施業必要箇所を明示した上で、意欲ある者が当該要間伐森林を含め一体的な施業を行うことを推進する仕組みを検討。併せて、このような意欲ある者の努力が報われるような助成制度を創設。

### ② まとまりをもった施業を実施しうる体制の構築

利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な林業経営を実現するためには、面的なまとまりの下、集約化や路網整備を進めつつ効率的な施業を進めて行くことが重要。

このため、森林所有者の責務の明確化や代行制度を措置することと併せて、意欲と能力のある者が、最小流域単位（数百ha規模）に面的なまとまりをもって集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林管理計画（仮称）制度の創設を検討。

このことにより、最小流域単位で計画的かつ効率的な施業実施が明らかになり、木材の安定供給体制の構築に寄与するとともに、林業経営の自立に向けた環境を整備。

また、森林管理計画（仮称）が継続的に作成されるよう、相続税等の税制措置による支援策を検討。

なお、集約化に当たっては、集約化施業や路網設計等に必要となる専門的な知識・技術を有していることなどの要件を満たす森林組合、民間事業者、大規模所有者など意欲と能力がある者が誰でも林業経営の主体となれるよう、必要な森林情報の提供等を行うことと併せて、確実に森林管理計画（仮称）の作成や施業の受託を行う仕組みを講ずることを検討。

### ③ 施業集約化に努力する者を対象とする助成制度

集約化等を進め持続的な林業経営を推進していくためには、個々の施業実施に対してまんべんなく助成する現行制度では限界。

このため、持続的な林業経営に向けた取組を約束することとなる森林管理計画（仮称）の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ、必要な経費を支払う新たな支援措置を創設。

この場合、助成対象者は、単に施業を受託する者ではなく、経営の責任を有してい

る者に直接助成する仕組みを採用するとともに、合意形成など集約化に向けた取り組みについても支援する方策を検討。

また、支援制度創設に当たっては、複雑な助成体系の簡素化、透明性の確保等を併せて実施。

#### ④ 公的主体によるセーフティネットの構築

急傾斜地や高標高地など立地条件が悪く、効率的な林業経営の推進では適切な整備が図られない森林について、公的主体により広葉樹林化など将来的な負担がかからない整備を推進することを検討。

#### ⑤ 里山等における広葉樹林の適切な整備の推進

かつて里山等においては、生活物資であった薪炭利用等のための循環利用を通じた適切な整備が行われ、生物多様性に富んだ落葉広葉樹を主体とした森林が維持されてきたが、利用の途が途切れたことにより放置され、植生の遷移（生物多様性の変化）が進むとともに、竹の繁茂等の問題が発生。

また、製紙用チップ、エネルギー利用など木質バイオマスの利用拡大などにより、里山広葉樹林の価値が見直される機運が生じる一方、今後、奥山も含め広葉樹林に対する伐採圧力が高まることが懸念される状況。

このような状況を踏まえて、

a. 高齢級化している落葉広葉樹に適った施業体系の構築

b. 製紙用チップ、エネルギー利用など新たな需要に向けた供給体制の整備

等について検討。また、森林管理計画(仮称)に取り込む等により計画的な利用を確保。

### (3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

#### ① 施業集約化の推進

低コスト作業システムを広範に確立するためには、そのベースとなる施業集約化を施策の基本に据える必要。

このため、施業プランナーの育成の加速化、集約化計画の役割を担う森林管理計画(仮称)制度の創設、集約化森林への支援措置の限定化等により、意欲のある林業事業者が行う施業集約化を助長する施策を集中的に推進。

また、施業集約化を進める上で欠かせない境界の明確化を国土交通省とも連携し加速化。

#### ② 路網基準や整備方針の明確化

我が国の森林は、傾斜、降雨量、土質等極めて多様で厳しい自然条件の下にあることから、路網作設に当たっては、これまで各地で、地域の条件に応じ、知見、経験の

蓄積により工法が発展してきた一方で、損壊する事例もあり、簡易で耐久性のある路網作設の基本的事項の整理が必要となっている状況。

このため、規格構造、個別工法や注意事項（伐開幅、横断溝、排水、丸太組工、根株、路肩等）などについて整理を行い全国的に共通する規程・技術指針等を作成。また、路網計画における林道、作業道等それぞれの役割分担、自然条件、作業システム等に応じて林道、作業道等が適切に組み合わせられた路網ネットワークの基本的な考え方などを整理。

### ③ 路網作設オペレーターの育成や路網整備の加速化に向けた支援措置の創設

簡易で耐久性のある路網の整備を進めていく上で、現場の地形や土質を踏まえて路網を設計できる技術者や設計に沿って路網の作設ができるオペレーターなどの現場技能者が必要。このため、路網設計者や路網作設オペレーターを体系的に育成する仕組みを創設。

また、10年後にドイツ並みの路網密度を達成するため、路網作設オペレーターの育成と併せ、路網整備を加速化させていくための支援措置を創設。

### ④ 機械化の推進

森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、先進的な林業機械の導入・改良や路網と作業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムを明らかにするとともに、その整備・普及を推進。

## (4) 担い手となる林業事業体や人材の育成

### ① 持続的な林業経営を担う森林組合、事業体改革

責任を持って森林管理計画（仮称）を作成するなど地域の林業経営を担いうる組織体や、競争原理の下で効率的な施業を実施しうる事業体を育成するため、森林組合、事業体の役割を明確化しつつ、それぞれを早急に育成。

森林組合については、施業集約化、合意形成、森林管理計画（仮称）作成を第一の業務とするといった役割の明確化を検討。

また、員外利用についてのルールを整理し厳格に運用するほか、森林組合に対する組合員のチェック機能の確保、森林組合作業班が行う事業に関する林業事業体とのイコールフットイングの確保の仕組みについて検討。

林業事業体については、規模が小さい事業体が多く、林業機械も有効に活用されておらず、生産性が十分に上がっていないものが多い現状。木材自給率50%に向けた素材生産を拡大を図るためには、生産性の高い木材生産を行いうる素材生産事業体等の育成、効率的な作業システムの導入を促進する必要。

こうした林業事業体を育成するに当たっては、まず、継続的に事業を営めるよう、

事業量や森林所有者等からの信頼を確保することが不可欠であり、そのため必要な事業実行能力、社会的信用、経営能力などを向上させるための新たな仕組みや手法の構築を検討。

## ② イコールフットィングの確保

持続的な林業経営を実現するためには、まとまりを持った森林単位で責任を持って経営を進めることのできる体制を構築することが重要。

このため、森林組合、林業事業体、大規模所有者など意欲と能力のある者が誰でも林業経営の主体となれるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階でのイコールフットィングを図るため、必要な森林情報を公平に提供できる方策を検討。

また、森林管理計画(仮称)に従って事業を実行する段階で、計画作成者が明確かつ客観的な基準で事業実行者を選択し、選択結果について透明性を確保し説明責任を果たす仕組みを導入。

さらに、森林管理計画(仮称)を安易に変更できない仕組みとしフォレスターによるチェックを働かせることにより、員外利用の厳格化と相まって、いわゆる森林組合による抱え込みを防止した上で、一定の能力を備えた林業事業体によって、競争原理の下、効率的な森林施業が推進されるよう、登録制度等、林業事業体の育成方策を検討。

このような取組を通じて、段階的に施業委託から経営委託へ誘導。

## ③ 人材育成

以上の取組を実効性あるものにするため、a. 市町村行政を補完するフォレスター制度、b. 戦略的経営をサポートする体制の整備、c. 路網等のオペレーターの育成等についての制度的措置やd. 人材育成体制を構築。

### a. フォレスター制度の創設

新たな仕組みを推進する上で、市町村行政の役割が重要となるが、現状の体制では十分な役割が発揮しがたい状況。

このため、森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有した者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備計画の策定や市町村が行う行政事務に携わることができる仕組みを検討。

具体的には、市町村長の要請に基づきフォレスターが市町村行政に関与できる体制を構築するとともに、当面は都道府県に配置されている林業普及指導員や国有林の技術者等を所要の制度的な手当を行いつつ活用することにより市町村行政をバックアップできる体制を構築。

### b. 森林施業プランナーの充実など戦略的経営をサポートする体制の整備

集約化施業を推進するため森林施業プランナーの充実を図るとともに、木材の安定供給、有利販売など戦略的経営を推進するため、意欲ある林業事業体などをサポ

ートするための体制を構築。

- c. 路網作設オペレーターなどの現場作業の専門技術者・技能者の育成や誇りを持って仕事に取り組める体制の構築

適切な林業経営を現場で担う路網設計者、路網作設オペレーターや効率的な作業システムによる間伐等を行う作業員などの現場技術者・技能者が、安定的、有利に雇用され、技術を高めつつ仕事に取り組めるよう、OJTやOFF-JTの研修内容の充実や技術・技能を認定（グリーンマイスター（仮称））する仕組みを検討。

建設業従事者等からの新規参入も含め、幅広く人材を育成。

- d. 人材育成体制の構築

戦略的・体系的に人材を育成するため「人材育成マスタープラン」を作成するとともに、国有林のフィールド・人材の活用なども含め、人材を育成する体制を構築。

## （５）国産材の安定供給体制づくりと木材利用の拡大

木材自給率50%を達成するためには、需要者ニーズに応じた安定供給を実現することが不可欠。このため、施業集約化による効率的な利用間伐を推進するとともに、計画的な森林施業の基礎となる森林管理計画（仮称）の計画量を国産材の安定供給体制に結びつけることが必要。

また、安定供給体制づくりは、国有林と民有林との連携を強化することで効果を上げる必要。

併せて、川上側から計画的かつ安定的に供給される木材を最大限利用し、川上側へその利益を還流させていくために、様々な分野で木材利用の拡大を図ることが必要。

このため、以下のような取り組みを推進

### ① 質・量ともに外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備

計画的かつ安定的に供給される原木を、需要者側へ安定的に供給するため、中間土場や市売市場のストックヤード機能の活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化のあり方を検討。

また、関係者間で需給情報を受発信する体制整備や素材流通コーディネーターの活用など、需要者側のニーズとマッチングする仕組みを導入。

今後、大径材が増加してくることも踏まえつつ、スギ・ヒノキ中心の国産材の利用を拡大するため、高品質・安定供給・低価格に対応できる加工体制の構築を図るとともに、木材利用の多様化や輸出も視野に入れた技術・製品開発を推進。

### ② 木材利用の拡大

国が設置する低層の公共建築物等については、原則全て木造化することを図り、

高層の公共建築物等においても内装材への木材利用を推進（法案を国会提出中）。

また、木造住宅や大規模木造建築の設計士など木造建築に関わる人材を育成するとともに、マンションの内装材や住宅のリフォーム分野における木材利用を推進。

地域の製材工場や工務店の連携による消費者のニーズに対応した特色ある家づくりなど、地域材の利用を推進。

土留め工など治山事業への利用をはじめ、土木工事や外構材への木材利用を推進。

石炭火力発電所での混合利用などエネルギー利用や、国産材の比率が低い製紙パルプでの利用拡大を図るなど、木質バイオマス利用を推進。

なお、木造建築やエネルギー利用等に関しては、関係省との連携を図りつつ取り組みを推進。

### ③ 消費者の理解の醸成

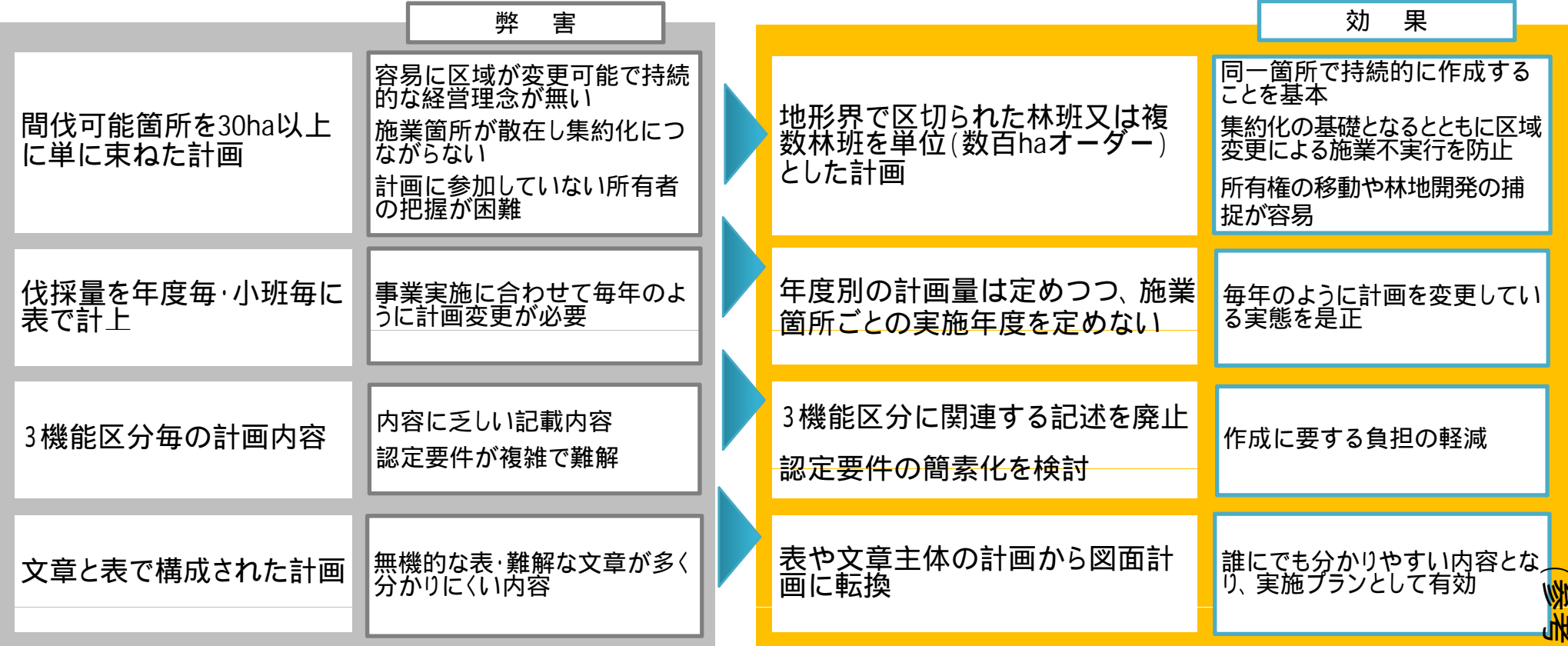
地球温暖化防止や森林整備への貢献など、国産材の環境貢献度の「見える化」を進めるとともに、合法木材の普及や国内クレジットの活用等により木材利用に対するインセンティブを付与するなど、木材利用に対する消費者の理解を醸成し、木材利用の拡大につなげていく取り組みを推進。

# 森林経営計画（仮称）のイメージ

集約化計画・作業システム・路網計画を兼ね備えた森林施業や森林経営の基礎  
作成に要する負担を極力軽減するとともに、持続的な森林経営を担うものとしてふさわしい内容  
の計画

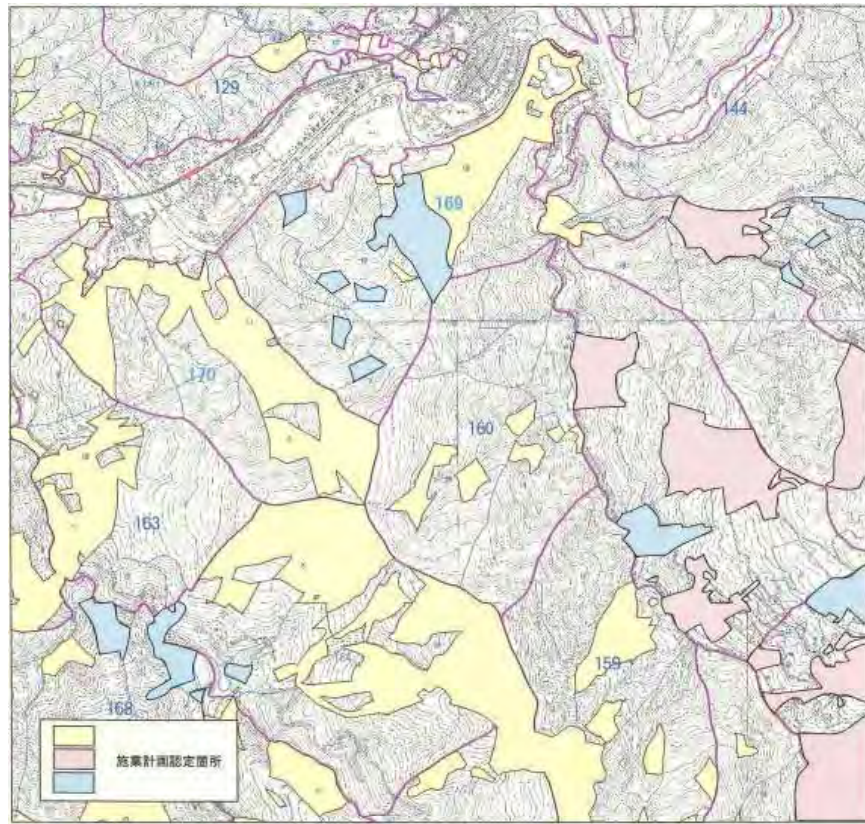
## 森林施業計画

## 森林経営計画（仮称）



実効性のある新たな計画へ

# 森林経営計画(仮称)イメージ図〔地形界単位に面的かつ効率的に森林経営を展開〕



## 森林施業計画

- ・散在した森林施業計画認定箇所
- ・容易に計画区域の変更が可能
- ・間伐の実施にあわせた場当たりの計画で持続的な森林経営の理念なし

## 森林経営計画(仮称)

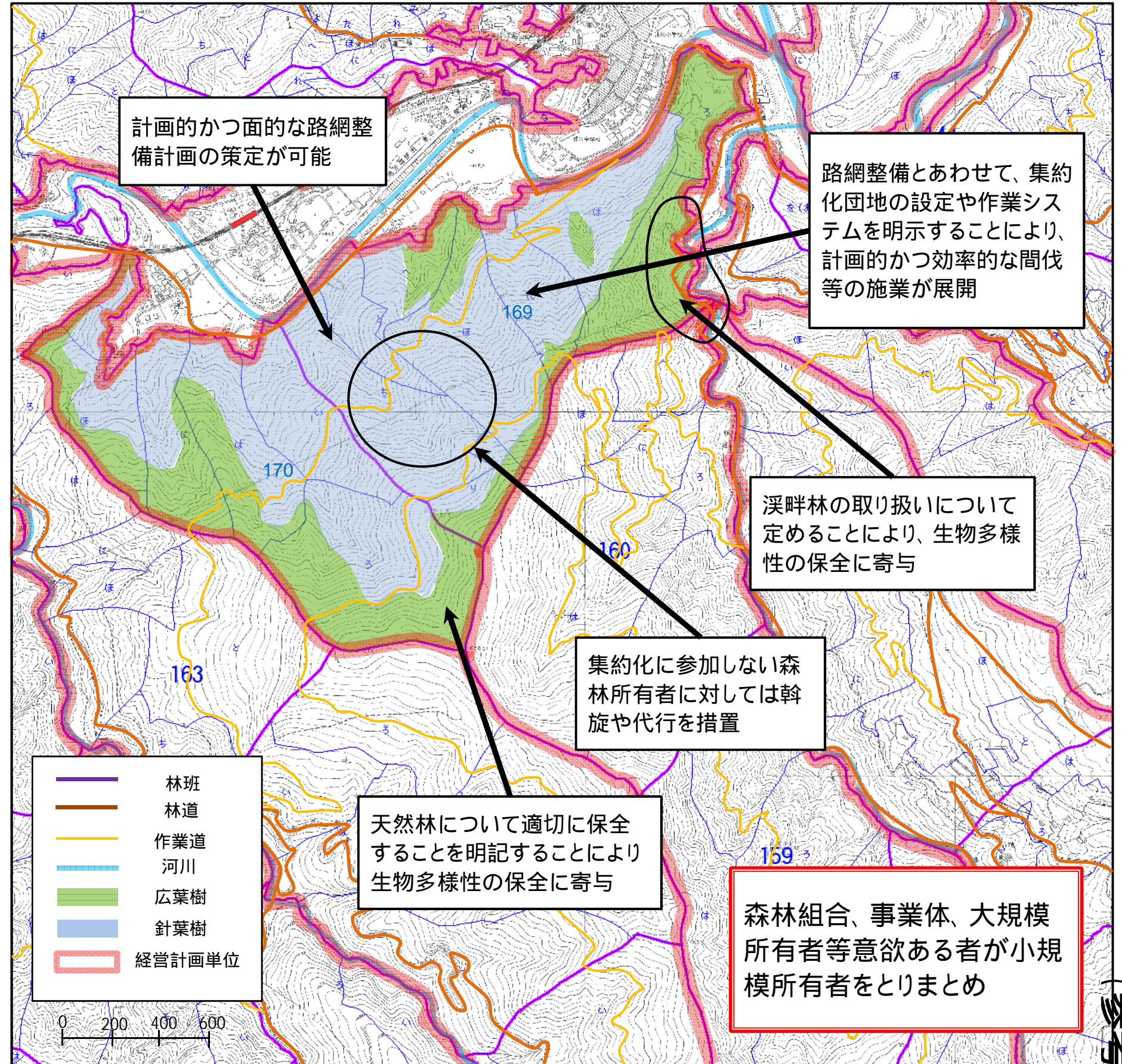
林班及び複数林班単位(数百haオーダー)で計画を作成することを基本

- ( 林班：尾根、谷で区切られた最小流域単位)
- 集約化、路網を検討する合理的単位
- 計画区域の変更が出来ない仕組みとなり、森林組合等の安易な抱え込みを防止
- 森林簿等森林情報の基本単位

路網、集約化、作業システムに関する計画を明示

同一箇所ですべて持続的に作成することを基本

**持続的かつ効率的な森林経営の基礎**



各計画の計画量を流域や市町村単位で束ねることにより、安定供給にもつなげる

# 図面計画のイメージ

## 地区管理計画









計画者	
計画期間	H24.4.1~H28.3.31
区域面積	ha
うち計画対象面積	ha

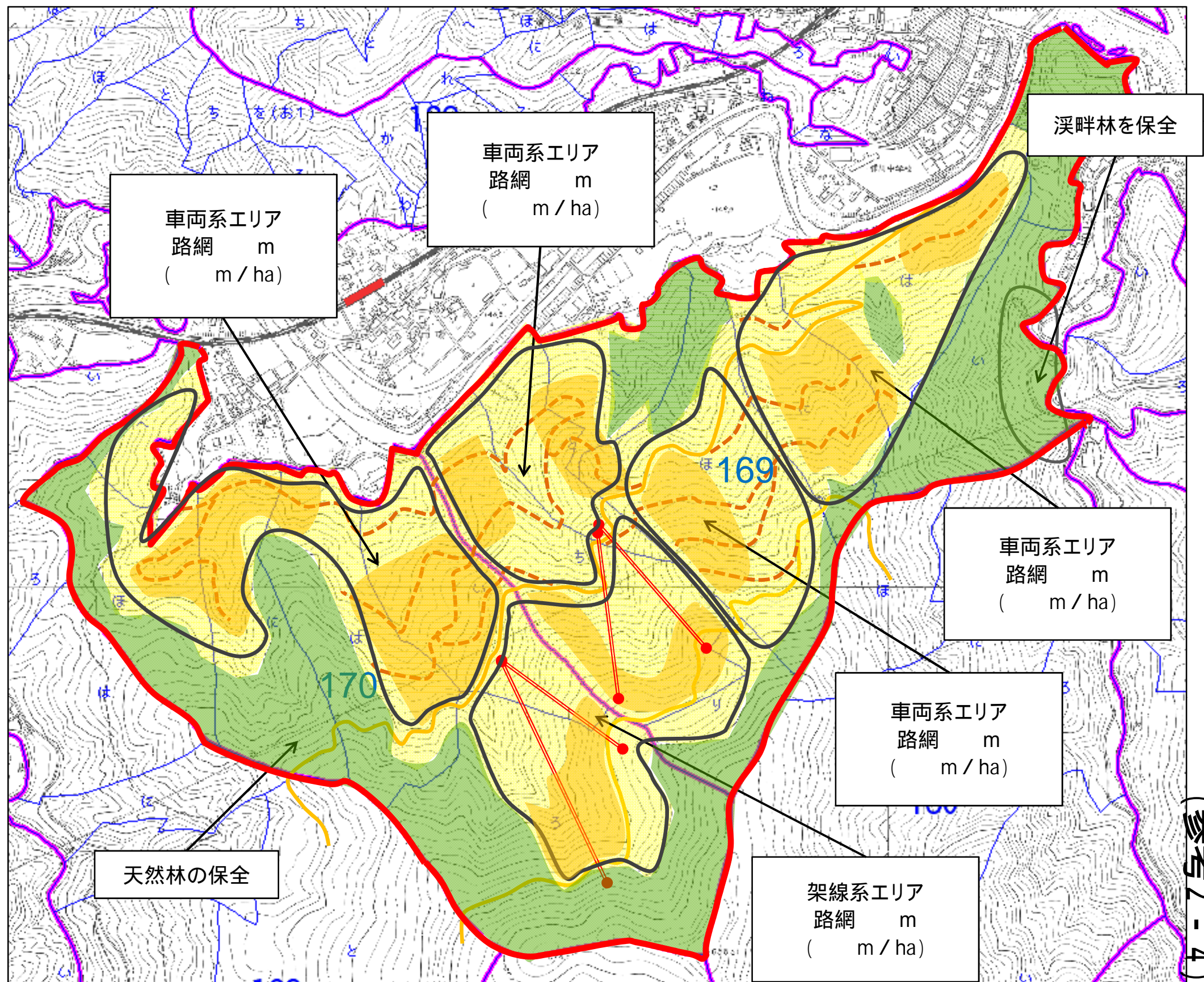
## 伐採計画

計画区	面積 ha	主伐 m <sup>3</sup>	造林 ha	間伐 m <sup>3</sup>	保育 ha
	20	300	1.0	1200	4.0
	15	200	0.5	800	1.0
	33	2,500	5.0	1500	6.0
	18	200	0.5	800	4.0
	34	700	1.0	1800	7.0
合計	120	3,900	8.0	6,100	22.0

## 路網開設計画

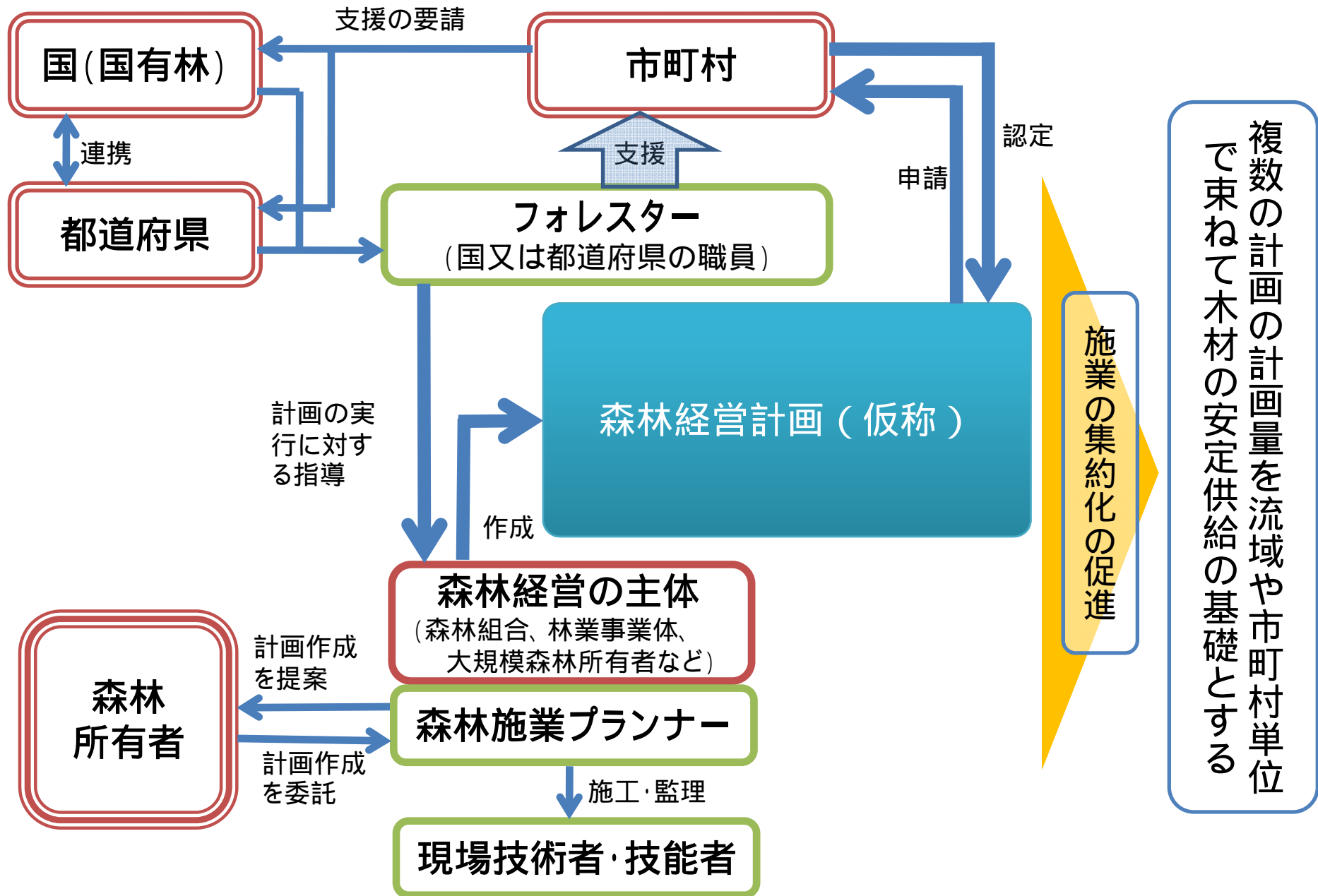
路線	年度	延長	備考
	H24	400m	
	H24	500m	
	H24	1,000m	

-  林班
-  林道
-  作業道
-  作業路
-  広葉樹
-  針葉樹
-  間伐
-  施業計画単位



(参考2-4)

# 森林経営計画（仮称）の実行体制（イメージ）と効果



## 重点的に育成すべき人材と求められる役割

### フォレスター

森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有した者をフォレスターとして認定。フォレスターが市町村長の要請に基づき市町村行政に関与できる体制を構築。市町村森林整備計画の策定や、森林経営計画(仮称)の認定、伐採・造林の届出の確認など、市町村が行う行政事務への助言。当面は都道府県に配置されている林業普及指導員や国有林の技術者等を活用。

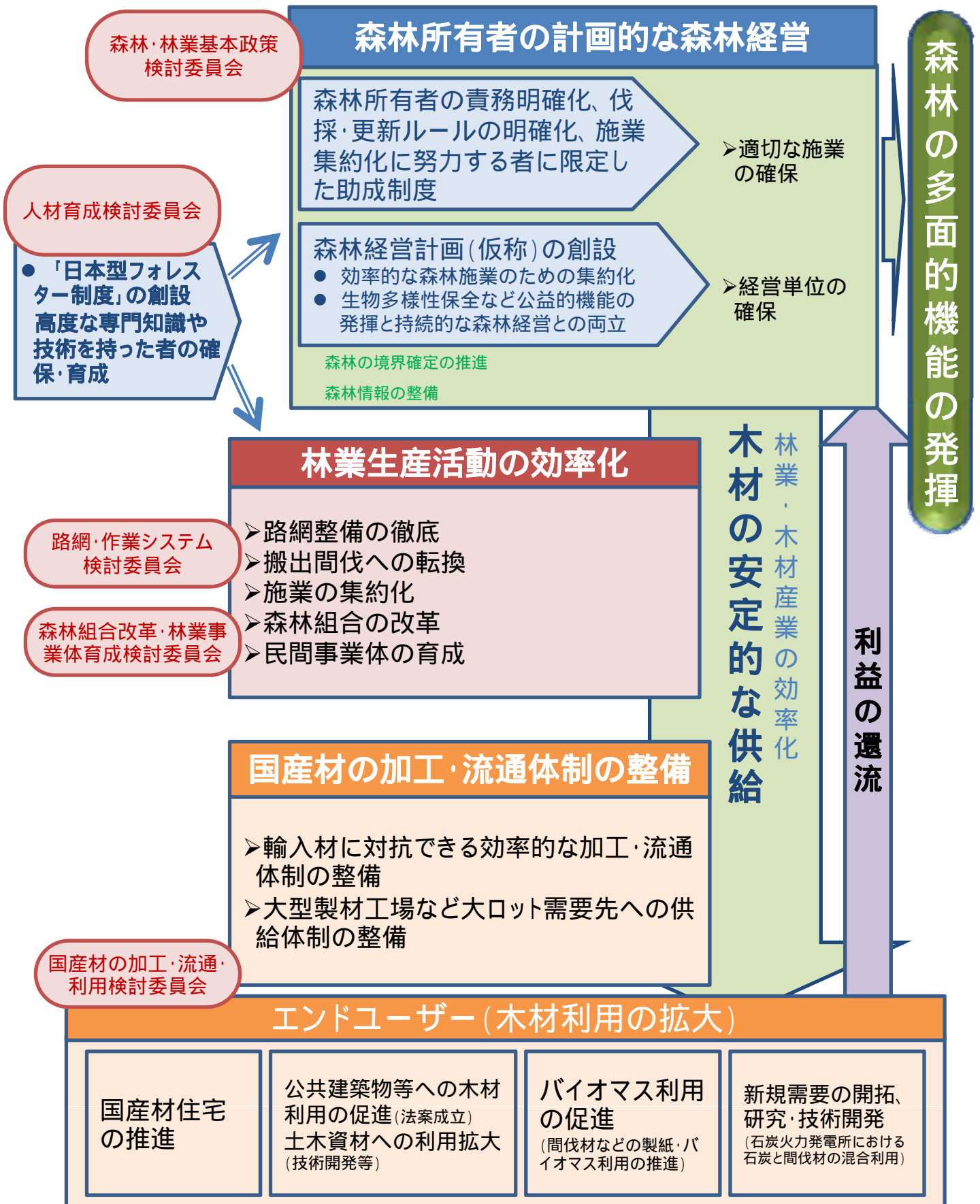
### 森林施業プランナー

森林組合や民間林業事業体などの人材を、研修の実施などにより森林施業プランナーとして育成。併せて、プランナーを有する組織の集約化施業の実行体制を評価・認定。森林所有者へ働きかけ合意形成を図り、集約化を推進して、森林経営計画(仮称)を作成。森林所有者へ具体的な施業内容と収支の見積もりを提示し、間伐実施や路網作設などを施工・監理。

### 路網作設オペレーターなど技能者

現場の地形や土質を踏まえて路網計画を作成できる技術者や、設計に沿って路網の作設ができるオペレーター、効率的な作業システムにより間伐等を行う作業者などの現場技能者等を体系的に育成する仕組みを創設。技術・技能を認定(グリーンマイスター(仮称))する仕組みを検討。建設業従事者等からの新規参入も含め、幅広く人材を育成。

# 森林・林業基本政策の抜本的見直し



持続可能な森林経営の推進と木材自給率50%の達成